

一般社団法人日本私立看護系大学協会研究助成事業規程

(目的)

第1条 一般社団法人日本私立看護系大学協会（以下「本法人」という。）定款第4条第1項第1号に規定する事業活動に基づき、会員校における看護学研究者の育成と、看護学研究者のさらなる向上発展を奨励するため、研究助成金及び奨励金（以下「研究助成金」という。）の給付事業を行う。

(名称)

第2条 各給付事業の名称は、次のとおりとする。

- (1) 看護学研究奨励賞（英文はJSPCUN Research Grants, Nursing Science Research Awardと表示する。）
- (2) 若手研究者研究助成（英文はJSPCUN Research Grants, Research Grant for Young Researchersと表示する。）
- (3) 国際学会発表助成（英文はJSPCUN Research Grants, International Conference Presentation Grantと表示する。）

(事業)

第3条 第1条の目的達成のため、次の各号に掲げる給付事業を行う。

- (1) 看護学研究奨励賞 会員校の教員で、看護学に関し優れた研究を行ったものに対し、その功績をたたえる奨励金の給付
- (2) 若手研究者研究助成 会員校の若手教員への研究助成金の給付
- (3) 国際学会発表助成 会員校の教員の国際学会における発表の助成金の給付

(募集の広報)

第4条 研究助成金の募集を会員校に通知するとともに、本法人ホームページ及び会報等に掲載するほか、適切な広報を行う。

(選考委員会)

第5条 研究助成金の給付候補者を選考するため、一般社団法人日本私立看護系大学協会委員会規程第2条第1項第2号に規定する研究活動委員会内に選考委員会を設ける。

- 2 選考委員は、会員校の教員より選出する。ただし理事は選考委員を兼ねることができない。
- 3 選考委員は、研究活動委員会の推薦を受け理事会が選任する。
- 4 選考委員の任期は、1期2年とし2期までとする。
- 5 選考委員会は、委員以外のものに専門的意見を求めることができる。
- 6 選考委員会は、審査経緯及び審査結果を研究活動委員会に報告する。

(給付対象者の決定)

第6条 研究活動委員会は、審査結果を基に作成した採択候補者一覧を理事会に提出し、理事会が給付対象者を決定する。

(細則)

第7条 この規程の施行に関して必要な細則は、別に定める。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成14年11月2日より施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2019（平成31）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2022年11月28日から施行する。

附 則

この規程は、2023年4月1日から施行する。